

令和元年度第7回福岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時及び場所

(1) 日時 令和元年10月10日(火) 開会 午後 2時50分
閉会 午後 4時15分

(2) 場所 福岡市役所 15階講堂

2 出席委員及び欠席委員氏名・人数

(1) 出席委員

堀内 徳之	笠 信一	中村 光明	久保田 喜一	大内 弘明
濱地 稔	蓑原 一也	柴田 清孝	笠 康雄	小賦 眞須美
城田 知子	清水 源義	北本 一孝	富永 豊	淀川 正之
明永 卯太郎	高木 智代	井手 鐵男		

以上 18名

(2) 欠席委員

以上 0名

3 総会に附した議題及び審議の内容

別紙記載のとおり

4 動議及び提案者の氏名

(1) 動議の内容

なし

(2) 提案者

なし

5 議事録署名人に指名された委員の氏名

小賦 眞須美 清水 源義

6 書記氏名

加茂 香織 鶴賀 雅代

7 総会に出席した関係人の氏名

なし

8 農地利用最適化推進委員出席者

宮本 義和	小林 信也	秦 英紀	進藤 弥須夫	曾根崎 満之
新飼 敬	大神 達雄	藤江 駿一	讃井 圭一	板倉 清人
樋口 重孝	真子 義行	平川 和孝	青柳 善満	柴田 清治
明石 幸	薦田 圭助	池 秀昭	久保 篤美	宗 和義
笠 文彦	富田 一夫	山方 秀雄		

9 事務局出席者

藤尾 浩	清松 健二	宮原 信彦	行 真樹	平山 浩喜
樗木 五郎	古島 美保	遠矢 千夏		

議 長	<p>ただいまより、令和元年度第7回福岡市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>農業委員定数19名中18名が出席されており、定足数の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>本日の議事は、審議事項の議案が19件、報告事項が4件となっております。</p> <p>議事運営につきまして、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>議事に入ります前に、本日の総会の議事録署名人について、「小賦 眞須美委員」と「清水 源義委員」を指名します。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p style="text-align: center;">案件1 農地に関する事項 議題第1号 「農地法第3条の規定による許可申請」について</p>
議 長	<p>審議事項の議題第1号「農地法第3条の規定による許可申請」の審議ですが、議案第1号から第4号について審議いたします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
農地調整係長	<p>(議案第1号～第2号について、資料により説明)</p>
西部出張所長	<p>(議案第3号～第4号について、資料により説明)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありました「農地法第3条の規定による許可申請」に係る議案第1号から議案第4号について、議案の番号順に現地調査をされた推進委員に意見をお伺いします。</p> <p>議案第1号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推 進 委 員	<p>事務局の説明どおり、譲受人は種の新品種の育成から生産までをしている法人です。譲渡人は譲受人である法人の社長の父であり、法人から試験農場として利用したいとの申し入れがあり今回の申請となりました。</p> <p>水路がありますが、既に水利権の放棄がなされており、一般の通常水路のとして使用しているようです。</p> <p>試験農場として春先の作付けも予定されており、農地以外の用途ありませんので問題ないと思います。</p>
議 長	<p>議案第2号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>

<p>推 進 委 員</p>	<p>現地調査と申請人との面談結果を報告します。</p> <p>市街化調整区域の土地で、周囲全体が畑として耕作されています。10月2日に譲渡人に来て話を伺いました。</p> <p>先ほどの事務局の説明のとおり、先月の総会にて審議された分の漏れであり、その分を含めて売買契約がなされていましたが、当該地の地目が雑種地であったため、前回の許可申請時には申請地から除外しておりました。</p> <p>所有権移転手続きの際に、法務局より固定資産税の評価地目が農地であったため、3条許可が必要である旨の指摘があり、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>前回の説明と同じになりますが、譲渡人は数年前から体調不良や経済的理由から処分を考えてあったようです。</p> <p>譲受人とも面談し、取得後はネギ・サツマイモ・玉ねぎ等の畑として耕作予定と伺っております。</p> <p>地域との調和要件にですが、譲受人は、地域の農事組合等には所属しないが、草刈り等地区の申し合わせ事項には順守すると書いてありますので、問題ないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第3号について、担当区域の推進委員お願いします。</p>
<p>推 進 委 員</p>	<p>内容は事務局の説明のとおりであり、写真のとおり直売所に出荷する野菜を丁寧に作っておられます。父から子への世帯内贈与であり、子ども手伝いに来られているとのことなので問題ないと思われれます。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第4号について、担当区域の推進委員お願いします。</p>
<p>推 進 委 員</p>	<p>親子間の贈与であり、今後も今まで同様に耕作されると思いますので、特に問題ないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞きしましたが、この許可申請について、ご質問ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第1号から第4号までを一括して採決を行います。</p> <p>議案第1号から第4号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

議	長	<p>全員賛成ですので、議案第1号から第4号は原案どおりで可決しました。</p> <p style="text-align: center;">議題第2号</p> <p style="text-align: center;">「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について</p>
議	長	<p>次に、議題第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。</p>
農地調整係	長	<p>(議案第5号について、資料により説明)</p>
西部出張所	長	<p>(議案第6号～第10号について、資料により説明)</p>
議	長	<p>ただ今、事務局より説明がありました「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、現地調査をされた推進委員に意見をお伺いします。</p> <p>議案第5号について、担当区域の推進委員が本日欠席のため、事務局より報告をお願いします。</p>
推進委員		<p>推進委員からは、現地調査の結果、特に問題ないとの報告を受けております。</p>
議	長	<p>議案第6号から10号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推進委員		<p>まず、6号については、農家住宅の建築で、周囲農地における水利関係についても隣接地域は畑作地であり特に問題ないと思います。</p> <p>7号については、2筆あり奥の方にブロックが施工され、一部植栽があり始末書が添付されております。</p> <p>現在、当該地と隣接地と一体で水田であります。隣接地も今回転用許可申請が出でおりほかに隣接する水田もありません。当該地と東側の小学校の間には水路があり、水利上も問題ありません。</p> <p>8号については手前の隣地も住宅であり、周囲に田畑はなく農業上問題ありません。</p> <p>9号については事務局の説明のとおりであり、周辺状況についても宅地化しており、なぜに転用許可が必要かというほどのところでもあります。駐車場は近隣に無料で貸してあったということです。</p> <p>10号については9号の隣接地であります。写真上当該地の右側に畑がありますが、事務局の説明のとおり問題ないと思われま。</p>
議	長	<p>事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞</p>

	<p>きしましたが、この許可申請について、ご質問ご意見はありませんか。</p>
農 業 委 員	<p>議案7号・8号は、転用目的が有料駐車場となっていますが、単なる駐車場ですか。何らかの要件を満たして有料駐車場になるのですか。</p>
西 部 出 張 所 長	<p>有料駐車場というのは、区画を区切って、不特定多数の人に駐車場として貸す、月極駐車場などです。</p>
農 業 委 員	<p>月極駐車場は、第3種農地でもできるのですか。</p>
西 部 出 張 所 長	<p>第3種農地は立地基準上は転用目的によらず原則許可ですので、有料駐車場への転用は可能です。</p>
農 業 委 員	<p>借りる相手が決まっていなくても、許可申請できるのですか。</p>
西 部 出 張 所 長	<p>有料駐車場の場合は、計画されている区画数の過半をこえる仮契約書の添付が申請時に必要となっており、過半数以上は借りられる予定があるということを確認しております。</p>
農 業 委 員	<p>分かりました。</p>
議 長	<p>ほかに、ご質問ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問等がないようですので、議案第5号から第10号までを一括して採決を行います。</p> <p>議案第5号から第10号に関して原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第5号から第10号は原案どおりで可決しました。</p>
	<p style="text-align: center;">議題第3号</p> <p style="text-align: center;">「農地法第5条第1項の規定による許可申請（その1）」について</p>
議 長	<p>次に、議題第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請（その</p>

	1)」について、事務局より説明をお願いします。
農地調整係長	(議案第11号～第12号について、資料により説明)
西部出張所長	(議案第13号～第15号について、資料により説明)
議長	ただ今、事務局より説明がありました、議案第11号から第15号について、議案の番号順に現地調査をされた推進委員の方にご意見をお伺いします。 議案第11号について、担当区域の推進委員が本日欠席のため、事務局より報告をお願いします。
推進委員	推進委員からは、現地調査の結果、特に問題はないとの報告をうけております。
議長	議案第12号について、担当区域の推進委員をお願いします。
推進委員	9月29日に現地の確認を行いました。譲受人は、会社の代表ということで確認に行かせて頂きました。現地は作付けはありませんが、管理は数年来、草刈り等をされている状況です。 下の農地(左側の下部の農地)と2mほどの野ざらしの自然石で石垣がついてありますので、重量物が入ると壊れる可能性があるからという話をしましたら、セメントで補強して使いたいとのことでした。 水利承諾書には、水が下の農地に落ちないように排水路をつけて、先の水路の方に流すということで、水利委員さんの確認済みです。それ以外は問題ないと思います。
議長	議案第13号について、担当区域の推進委員をお願いします。
推進委員	先ほど、審議された4条許可申請の議案第7号の隣接地であり、道路と宅地に囲まれた1枚の田になっております。こちらも特に問題ないと思います。
議長	議案第14号について、担当区域の推進委員をお願いします。
推進委員	事務局の説明のとおり、収用移転の代替地であり、周囲は住宅であり、農業関係については問題ないと思います。

議 長	議案第15号について、担当区域の推進委員が本日欠席のため、事務局より報告をお願いします。
西部出張所長	事前審査会の際に確認しましたところ、問題ないとの報告をうけております。事前審査会の際に、面積が広いので、雨水・排水の関係を心配されておりましたが、保育園認可の関係や開発許可の申請書類の中でクリアしてきている旨の説明をしております。工事の際も、土砂流出に十分注意するようにと指示され、立会した業者の方も了解していました。
議 長	事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞きしましたが、この許可申請について、ご質問ご意見はありませんか。
農 業 委 員	議案第15号ですが、併用地に里道がありますが、里道の管轄は、内務省ですかね、福岡市ですかね。
西部出張所長	市の農業施設課の所管で、市から払下げを受けて、整備すると伺っております。
農 業 委 員	地元の意見や町内会長の承諾等は、とられているのですか。
西部出張所長	農地転用の申請においては、里道等に関する地元の承諾等をとるようにはなっておりません。事務局から、所管課である農業施設課に、払下げをする際に、地元の承諾までつけてと言うことはできませんが、今後、転用相談があった際に、里道などの払下げを受ける予定がある場合は、十分地元と協議するよう、申請者に指導したいと思います。
農 業 委 員	地元と協議されての承諾等があれば、問題ないと思います。
議 長	ほかに、ご意見・ご質問はありませんか。
推 進 委 員	今回の申請地は8反ぐらいあり面積が広すぎるような気がしますが、園児数は何名の予定なのですか。
西部出張所長	定員90名となっております。
推 進 委 員	地元にも、市街化調整区域に保育園がありますが、1,000㎡程度で、2階建ての園舎で、今回の申請地は、面積が広すぎると思うのですが。

西部出張所長	面積が広いですが、開発許可や保育園の関係も福岡市の審査会等の中で審査されております。図面には園庭が2つ用意されており、擁壁等の傾斜の関係で有効利用面積は減るようです。何の用途もないというところは、図面上はありません。
農業委員	資料として土地利用計画図等が添付されていないので、園庭が2つあることや、擁壁等の傾斜の関係で面積は広いが有効面積は減るなど、配布資料ではそこまで分からないので、今回のような質問が出るのではないのでしょうか。事務局も、転用面積が広い場合などは図面を1枚添付するなどして頂きたい。
西部出張所長	次回からそのようにいたします。
推進委員	今回の申請は売買ですが、5,000万円までの譲渡所得控除があるのでしょうか。3条許可の審議表には10aあたりの売買価格がありますが、今回の案件については10aあたりの売買価格がないのですがなぜですか。
西部出張所長	3条許可の方で価格が出ているのは地域の統計をとっていることあるのですが、4条・5条許可の転用関係は、これまでの資料も載せていないというのがこれまでの取扱いです。
農地調整係長	補足いたします。 国が出している3条許可の申請書の様式に、売買価格を書くようになっております。転用にかかる様式に売買価格を記載する欄がないというのも一つにあります。
議長	ほかに、ご意見・ご質問はありませんか。
推進委員	今後の参考のために伺いたいのですが。どの程度の内容を現地調査や事前審査会等で申請に聞いたらよいのでしょうか。 今回の案件も事前審査会の際の資料には図面等の添付もあり、面積は広いとは思いましたが、図面上、園舎が3棟あることや、傾斜地の勾配がきついで緩やかにすると、有効面積は減ることになる旨の説明等も受けました。初めての大きい案件だったので現地調査でどのようなことを質問したらいいのかと思ひまして。 面積が広いので雨水・排水の件は質問しましたが、面積に対して園児が少ないのでは・・・などといった関係の質問まではしていなかったのでは・・・。

事務局 長	<p>保育園の認可の件は、子ども未来局の審査結果も公表されておりますし、開発許可の関係も住宅都市局の方で審査されております。</p> <p>それぞれの所管課にも考え方等を確認して、次回こういう場の時に現地調査の際にどこまで確認してもらうのかを確認しておきます。</p>
農業 委員	<p>所管課に確認される際に、保育園が土地を取得する際に、どういう制限があるのか。も併せて確認して頂きたい。</p> <p>過去に、他の保育園で、開発許可の関係で、面積がもっと狭いのに、敷地拡張ができない園もあった。この園は許可できて、この園は許可できないとなると不公平であり、許可されなかった園からここができるのであればうちも許可を出してくれと言い出しかねない。</p>
事務局 長	<p>その件も含めて、確認します。</p>
議 長	<p>ほかに、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>それでは、議案第11号から第15号までについて、一括して採決を行います。</p> <p>議案第11号から第15号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第号11号から第15号までは原案どおりで可決しました。</p> <p style="text-align: center;">議題第4号</p> <p style="text-align: center;">「農地法第5条第1項の規定による許可申請（その2）」について</p> <p>次に、議題第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請（その2）」について、事務局より説明をお願いします。</p>
西部出張所 長	<p>(議案第16号について、取下げする旨の説明)</p>

		議題第 5 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可に伴う 農地転用計画変更承認申請」について
議 長	長	次に、議題第 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可に伴う農地転用計画変更承認申請」について、事務局より説明をお願いします。
西 部 出 張 所 長		(議案第 1 7 号について、資料により説明)
議 長	長	ただ今、事務局より説明がありました議案第 1 7 号について、現地調査をされた推進委員の方に意見をお伺いします。 担当区域の推進委員をお願いします。
推 進 委 員		事務局の説明のとおりであり、公共工事ですので、やむを得ないと思われ ます。
議 長	長	事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞 きしましたが、この変更承認申請について、ご質問ご意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議 長	長	それでは、議案第 1 7 号について採決を行います。 議案第 1 7 号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	長	全員賛成ですので、議案第号 1 7 号は、原案どおりで可決しました。
		議題第 6 号 「非農地証明の発行」について
議 長	長	次に、議題第 6 号「非農地証明の発行」について、事務局より説明をお願 いします。
西 部 出 張 所 長		(議題第 1 8 号について、資料により説明)
議 長	長	ただ今、事務局より説明がありました議案第 1 8 号について、担当区域の 推進委員が本日欠席のため、事務局より報告をお願いします。

西部出張所長	特に意見はなく、非農地証明の発行はやむを得ないとのことでした。
議 長	事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞きしましたが、非農地証明の発行について、ご質問ご意見はありませんか。
農 業 委 員	先ほどの5条許可申請の審議の際に述べましたが、事務局は、もう少し分かりやすい資料を作成して頂きたい。 今回の非農地証明も5条の許可申請と隣接地等であるならば、地図等も隣接地であることが分かるような資料にしていきたい。資料により判断せざるを得ない部分もあるので。
西部出張所長	次回から、隣接地等が分かるような拡大図つけるなど、より分かりやすい資料を配布した上で、審議頂くようにしたいと思います。
議 長	ほかに、ご質問ご意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議 長	それでは、議案第18号について採決を行います。 議案第18号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第18号は、原案どおりで可決しました。
議題第7号 「福岡市農地利用集積計画」について	
議 長	議題第7号の「福岡市農地利用集積計画」について、事務局より説明をお願いします。
農地利用推進係長	(議題第19号について、資料により説明)
議 長	ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (質問・意見なし)
議 長	それでは、議案第19号について採決を行います。

議 長	<p>議案第19号に関して原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第19号は原案どおりで可決しました。</p>
議 長	<p>次に、「報告事項」につきましては、書面による報告とし、説明は省略いたしますが、何か、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>案件2 農政に係る事項</p> <p>報告第4号</p> <p>「令和元年度福岡市の農業施策に関する意見書の提出」について</p>	
議 長	<p>それでは、案件2「農政に係る事項」に移ります。</p> <p>報告第4号の「令和元年度福岡市の農業施策に関する意見書の提出」については、私より報告いたします。</p> <p>(資料により報告)</p>
事 務 局 長	<p>(補足説明)</p>
議 長	<p>その他、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>これで本日子定しておりました議事は全て終了しました。円滑な進行にご協力いただきありがとうございました。</p> <p>それでは、これで、令和元年度第7回福岡市農業委員会総会を閉会します。なお、次回の総会は、11月12日火曜日福岡市役所15階講堂での開催を予定しております。本日はお疲れ様でした。</p>